

農地転用申請をされる皆様へ  
(農地法第4条・第5条許可申請)

飯田市農業委員会

(電話：0265-21-3219 FAX：0265-52-6181)

(令和4年5月1日作成)

◎ 申請手続きについて

- ・ 申請は、申請者本人が手続きを行ってください。
- ・ 代理人申請を行う場合は、行政書士の資格のある方へ委任してください。

◎ 申請書類について

- ・ 申請書類は、本冊子11～12ページの「申請提出書類一覧表」を参考にご用意ください。転用の目的によってご用意いただく書類が異なってきますので、詳細については農業委員会事務局にご確認ください。
- ・ 申請する土地について分筆や相続等が済んでいない場合は、それらの登記手続きを済ませてからの申請をお願いしています。詳細につきましては農業委員会事務局にご相談ください。

◎ 申請の受付締切り

- ・ 申請の受付締切りは、通常毎月15日です。15日が土日祝日に当たる場合には、直前の市役所開庁日が締切日となります。(締切日は審議日程の都合で変更する場合がありますので、予め農業委員会事務局にご確認ください。)
- ・ 申請書内容の不備や、提出書類が不足していると、受理することができません。そのため、締切日以前に事前審査にお越しいただく等、時間に余裕を持って申請をおこなってください。

◎ 許可までの期間

- ・ 農業委員長許可に該当する申請で、特に問題なく審査が進んだ場合は、受付締切りの翌月の10～20日頃までに許可指令書を発行いたします。(案件内容等によっては、農地法第4条第4項、同条5項及び第5条第3項の規定に基づき、農業委員会の系統組織である「一般社団法人 長野県農業会議」に意見を伺う場合があり、意見を伺わない案件は10日頃、伺う案件は20日頃発行いたします。)

ただし、調査の中で問題が認められた場合は、審議を継続案件といたします。この案件が許可となる場合は、許可指令書が翌々月の発行となりますので、あらかじめご承知置きください。

◎ 農地転用許可の取消しについて

- ・ 農地転用許可を受けた土地は、転用事業者から許可の取消しをおこなうことはできません。許可の取消しは、許可権者(飯田市では農業委員長)のみがおこなう行為であり、取消しとなる事案は、転用申請者による虚偽の申請が発覚した場合、あるいは、転用許可の用途以外の事業をおこなった場合に限られています。つまり、許可の効力は転用事業者が事業をおこなわなくても継続されていきます。そのため、事業計画は慎重におこなってください。

◎ 農業者年金受給者の所有農地についての申請

- ・ 農業者年金の経営移譲年金、又は特例付加年金を受給されている方の農地について農地転用申請をされる場合、年金の受給に影響が生じたり、関連して別の手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

## ◎ 贈与税・相続税の納税猶予適用農地についての申請

- ・ 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地について申請される場合、納税猶予の適用に影響が生じる場合がありますので、あらかじめ税務署にご相談ください。

## I 農地等の転用許可について

農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法の許可を受ける必要があります。

飯田市の農地転用許可は、飯田市農業委員会長がおこないます。

また、農地を農地以外のものにするために、これらの土地について売買や貸借契約等により所有権を移転したり、貸借権等の使用収益権を設定若しくは移転したりしようとする場合にも、農業委員会長の許可を受ける必要があります。許可を受けずに行った行為は、その効力は生じないものとされており、そのため仮に住宅用に田畑の売買契約を結んで代金を支払ったとしても、農地法の許可がなければ所有権移転登記をすることはできません。(農地法第5条第1項及び同条第3項)

農地等を転用する場合に受けなければならない農地法の許可条項を整理すると下記のようになり、この内、4条と5条の許可申請及び許可のことを、一般に「農地転用申請」「農地転用許可」と言います。

|   |                          |      |
|---|--------------------------|------|
| { | 土地の権利移動を伴わない 転用の許可 ..... | 4条許可 |
|   | 土地の権利移動を伴う 転用の許可 {       |      |
|   | 採草放牧地を農地にする場合 .....      | 3条許可 |
|   | 宅地等に転用する場合 .....         | 5条許可 |
|   | (上記以外の場合)                |      |

### 1 手続き

農地転用申請は、所定の事項を記載した申請書に申請者が記名・押印し、申請提出書類を添えて、農業委員会事務局で行ってください。(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます)

なお、代理人申請を行う場合は、行政書士に委任してください。

#### (1) 農業委員会長許可の場合の標準的な事務処理期間

- ① 以下の申請案件につきましては、農地法により長野県農業会議の意見を受けて指令書を交付いたします。そのため、事務処理期間に約1週間の差が生じます。

- ・ 農地転用面積が3,000㎡を超える案件。
- ・ 営農型太陽光発電施設にかかわる案件。
- ・ 良好な営農条件を備えている区域内の住宅・駐車場・資材置場・建売住宅等の案件。 等

#### ア. 長野県農業会議に意見を伺わない案件

|    |      |                       |   |      |
|----|------|-----------------------|---|------|
| 当月 | 15日  | 申請の受付締切り              | } | 約4週間 |
|    | 30日頃 | 農業委員会農地部会（農業委員会の意見決定） |   |      |
| 翌月 | 10日頃 | 申請者へ指令書を交付            |   |      |

#### イ. 長野県農業会議に意見を伺う案件

|    |         |                                    |   |      |
|----|---------|------------------------------------|---|------|
| 当月 | 15日     | 申請の受付締切り                           | } | 約5週間 |
|    | 30日頃    | 農業委員会農地部会（農業委員会の意見決定）              |   |      |
| 翌月 | 1日頃     | 長野県農業会議に意見書を送付                     |   |      |
|    | 10～15日頃 | 長野県農業会議審議会（2回）                     |   |      |
|    | 17～20日頃 | 長野県農業会議からの意見を受け指令書作成<br>申請者へ指令書を交付 |   |      |

この事務処理期間は、あくまでも標準的な場合です。

- ② 農業委員会農地部会で意見決定をするうえで、申請書類のほか参考となる書類の追加提出依頼、その他の関係者からの意見の聴取、農業委員や農業委員会事務局職員が申請地等の立ち入り調査をおこなう場合がありますので、あらかじめご承知置きください。（農業委員会等に関する法律第35条第1項）
- ③ 同時に他法令の許認可も受けないと実施できない事業の場合、農地転用許可も関係法令の許認可の決定を待って行われますので、ご承知置きください。

#### (2) 許可指令書の交付

4条については、原則として申請者へ郵送いたします。

5条については、原則として譲受・借受人へ一括して郵送いたします。譲渡・貸付人の方へは、譲受・借受人から指令書をお渡しください。

#### (3) 工事進捗状況報告

農地転用許可に際して、許可の条件として定期的な工事の進捗状況報告が義務付けられます。許可指令書と一緒に工事進捗状況報告の用紙をお渡ししますので、指定された時期に報告書を農業委員会へ提出してください。

## 2 許可基準・ご注意ください事例

農地転用の許可基準については農地法第4条第6項及び第5条第2項に記されており、同項に掲げられた事項のいずれかに該当する場合には許可することができないと定められています。

○ 農地の転用が認められない場合の基準は以下のとおりです。

- (1) 農業振興地域整備計画の農用地区域内にある農地、又は、それ以外の農地で良好な営農条件を備えている農地を転用しようとする場合。(例外あり)
- (2) 申請地のすべてを、申請する用途に供することが確実と認められない場合。
- (3) 転用することにより周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- (4) 一時転用の場合で、利用された後にその土地が耕作の用に供されることが確実と認められない場合。

○ 基準の運用や手続きのうえで、具体的にご注意いただく事例は以下のとおりです。

(1) 許可を受ける者と土地の権利を取得する者、転用事業を行う者の一致

- ① 農地転用許可制度では、「許可を受ける者」、「土地の権利を取得する者(5条許可の場合)」、「実際に転用事業を行う者」は全て一致していなければなりません。そのため、次のような場合については審査の対象としません。

【例】ア. 父が自己所有の農地について転用許可を受け、子が住宅を建てる場合。

イ. 夫が農地を取得し、夫婦共同で住宅を建てる場合。

ウ. 会社の社長個人が農地を取得し、会社が工場を建てる場合。

(2) 個人住宅の転用面積

- ① 個人住宅(家屋、物置、駐車場、家庭菜園、庭等)への転用面積は、事業計画に対して必要最小限とされています。

なお、その土地が不整形や傾斜地のために利用が制限され、残地を農地として有効利用できない等の妥当な理由がある場合は、事情を考慮いたします。

(3) 太陽光発電施設

- ① 申請に係る用途に供することが確実であることを確認するために、以下の書類の添付が必要となります。

ア. 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し。

イ. 電力受給契約申込書の写し(電力会社の受付印が押されたもの)。あるいは、インターネット申込み 情報詳細(電力会社の受付番号の記載があるもの)。

(4) 農業用施設

- ① 農地法第4条の例外として、自作農地を次の目的で転用する場合は農地転用許可を要しないことになっており、これに該当する転用の場合は、『農地転用届』を農業委員会に提出いただいています。

ア. 自身の他の耕作地の保全や利用増進のために転用する場合(農業用水路、農地への進入路、農地の擁壁等)。

イ. 自身の農業用施設の敷地とする場合で、転用面積が 200 m<sup>2</sup>未満の場合。

ただし、自分に利用権原のない農地を転用する場合は、家族の土地であっても農地法第 5 条許可を受けていただくことになります。

- ② 農業用施設に転用しようとする農地が農振農用地の場合は、先に、農振の農用地区域軽微変更手続きが必要になります。(①で農地転用許可を要しない場合であっても、農振の軽微変更手続きは必要です。)
- ③ 農業者年金の経営移譲年金、又は特例付加年金を受給している方の世帯で、受給者名義の農地を農業用施設に転用しようとする場合、経営の移譲を受けた後継者が申請者でないと年金受給に影響が生じますので、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

## (5) 貸施設

- ① 貸施設を目的とした転用の場合は、次表の方針により対応することとされています。

| 目 的     | 4 条 | 5 条 | 目 的        | 4 条 | 5 条 |
|---------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 1 住 宅   | ◎   | ◎   | 5 工 場      | 条   | 条   |
| 2 店 舗   | 条   | 条   | 6 資 材 置 場  | ×   | ×   |
| 3 事 務 所 | 条   | 条   | 7 駐 車 場    | 条   | 条   |
| 4 倉 庫   | 条   | 条   | 8 運動施設遊技場等 | 条   | 条   |

◎……農地転用許可基準により審査する。

条……農地転用許可基準によるほか、貸施設の取扱方針に基づく審査を行うものとする。

×……審査の対象としない。

- ② 貸店舗、貸事務所、貸倉庫等の建築物（住宅を除く）の場合

借受者が特定されている場合は、借受予定者の施設利用に関する事業内容の資料等を添付してください。

借受者が特定されていない場合は、貸施設業についての計画や過去の実績、施設利用の確実性や必要面積についての資料等を添付してください。

- ③ 貸駐車場、貸遊技施設及びこれらに類似する施設の場合

借受者が特定されている場合は、借受者の住所、氏名、駐車する車、その他の契約内容に関する資料を添付してください。

借受者が特定されていない場合は、貸施設業についての計画や過去の実績、施設利用の確実性や必要面積についての資料等を添付してください。

- ④ 貸資材置場、及びこれらに類似する施設の場合

原則として許可されません。

## (6) 別荘・レクリエーション施設

- ① 別荘施設への転用は、原則として許可されません。
- ② レクリエーション施設については、特定個人の利用を目的とした施設や、同種の施設で代替しうるか、又は十分に利用される見込みのない施設は審査の対象としません。

### (7) 5条申請による山林転用

- ① 次のような場合で、山林経営が確実に他への変更のおそれのないものについては、審査の対象とします。
- ア. 離農者の跡地を、残っている農家が譲り受けて山林にする場合。
  - イ. 周囲の山林所有者が譲り受けて、自己所有の山林と一体として経営する場合。

### (8) 一時転用

- ① 一時的な利用に供するための転用で、利用期間内に確実に農地に復元されると認められ、設定される権利が、賃借権、使用貸借権等の使用収益を目的とする権利である場合に許可されます。
- ② 農振農用地であっても許可される場合がありますが、その場合の最長期間は許可後3年間となります。なお、農振農用地以外の土地を選定することが困難又は不適当と認められ、地元で反対がないことも許可の条件となります。
- ③ 次のような申請は、転用許可基準に抵触するため審査の対象としません。
- ア. 農振除外申出中の農地を、先行して利用しようとする場合。
  - イ. 利用期間の安易な延長や、反復・継続しての利用が見込まれる場合。

### (9) 計画変更申請

- ① 農地転用許可を受けながら転用事業が完了していない土地について許可を受けた方とは別の方が転用しようとする場合や、共同で事業を行う人の追加・変更をする場合は、農地転用申請と同時に、転用事業者等を変更する旨の『計画変更申請書』を提出していただくことになります。
- ② 計画変更については次の3種類の様式があり、ケースに応じて使い分けていただいています。使用する様式や添付書類は、農業委員会事務局にご確認ください。
- ア. 様式1 …………… 転用事業者は変わらずに事業計画又は用途を変更する場合。
  - イ. 様式2 (全部承継) …… 転用許可を受けた土地の全てを、別の方が代わって転用する場合。
  - ウ. 様式3 (一部承継) …… 転用許可を受けた土地の一部を、別の方が代わって転用する場合。

## 3 農業振興地域整備計画の農用地区域内の転用

飯田市の農業振興地域整備計画の農用地区域内にある農地（農振農用地）については、農業施設や一時転用等の例外を除き転用は許可されません。

そのため、農振農用地の転用を希望される方は、農地転用申請の前に、飯田市に転用希望地を農用地区域から除外したい旨の申出（農振除外）をして許可を受けていただく必要があります。

なお、農業振興地域整備計画については、農業課の所管になりますので、詳しくは**農業課農村振興係**（電話：0265-21-3217）にお問合せください。

## (1) 農地転用申請前に必要な農振除外の手続き

農振農用地を転用しようとする場合に、事前に行っていただく農振除外に係る手続きは次のようになっています。

| 農地転用申請の区分 | 農業振興地域の手続き・留意事項                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3年以内の一時転用 | <p>⇒ <b>農業振興地域に関する手続きは不要です</b></p> <p>①一時転用の留意事項については、本冊子6ページの(8)一時転用を参照してください。</p> <p>②農振除外申出中の農地を先行して利用しようとする申請は受け付けられません。</p>                                                                                                                                           |
| 農業施設への転用  | <p>⇒ <b>軽微変更の手続きが必要</b></p> <p>※「軽微変更」とは、農振農用地の用途区分を「農地」から「農業用施設用地」へ変更するものです。農振農用地から外れるわけではありません。</p> <p>①農地転用申請の前に、農業課に『農業振興地域の農用地区域軽微変更申出書』を提出し、軽微変更の認可を受けてください。</p> <p>②転用目的が軽微変更の対象となる農業用施設に該当するかどうかは、農業課にお問合せください。</p>                                                |
| 上記以外の転用   | <p>⇒ <b>農業振興地域の農用地区域除外(農振除外)</b></p> <p>① 農地転用申請の前に、農業課に『農業振興地域の農用地区域除外申出書』を提出し、農振除外の許可を受けてください。<br/>農地転用申請は、農振除外が許可された後でなければ受け付けられません。</p> <p>② 農振除外の事務処理期間は最短で10ヶ月程度です。ただし、10ヶ月以上かかる場合や、審議の結果、許可されない場合もあります。</p> <p>③ 農地転用の申請者が農振除外の許可を受けた者と一致しない場合は、農地転用申請を受け付けません。</p> |

## (2) 過去に農振除外された農地の転用

現在、農振農用地でない農地の中には、過去に農振除外申出をして許可を受けながら、転用されずに今日に至っている農地もあります。

このような農地を、農振除外の許可を受けた方とは別の方が転用しようとする際に、今回転用しようとする方に改めて農振除外申出、又は計画変更申出をしていただき、それが許可された後にその方の農地転用申請を受け付ける場合があります。

## Ⅱ 申請書類の作成

### 1 申請書類 ⇒ 11～12ページ「申請提出書類一覧表」参照

- ・申請書類は、「申請提出書類一覧表」の順番に調製して提出してください。

## 2 申請書記載の注意事項 ⇒ 13～14ページ「記載例」参照

### (1) 申請日

申請日は、農業委員会に提出した日を記入してください。ただし、申請書記載内容の不備や、添付書類が不足した場合は、受理できないことがあります。

### (2) 申請者

- ① 申請者自身が記名・押印してください(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます)。
- ② 申請者が法人の場合は、法人名と代表者名を記入し、代表者印を押印してください。また、代表者の役職名は法人の登記事項証明書の記載と一致させてください。

### (3) 「申請当事者の氏名、住所、職業」欄 ※職業欄は記載不要となりました。

- ① 申請者の氏名・住所は、申請時の住民票の氏名・住所を記入してください。
- ② 申請者が法人の場合は、「氏名」は法人名と代表者の役職・氏名、「職業」は法人の主たる業務内容、「現住所」は法人登記事項証明書に登記された所在地を記入してください。
- ③ ~~職業(法人の場合は主たる業務内容)は具体的に記入してください。~~  
~~【例】・農業・会社員・公務員・建設業・〇〇製造販売・〇〇店経営等。~~
- ④ 譲渡・賃貸人が複数の場合は、枠内を横線で区切るか別紙を作成するなど、適宜の方法で記入してください。
- ⑤ 譲渡・賃貸人の氏名・住所が土地登記事項証明書の記載と異なる場合は、申請者が土地所有者であることを証する書面を添付してください。⇒ 12ページ「申請提出書類一覧表」No.23

### (4) 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」欄 ※利用状況、普通収穫高は記載不要となりました。

- ① 土地の所在、地番、登記簿地目、面積は、申請地の登記事項証明書に基づいて記入してください。
- ② 土地の筆数が多い場合は、枠内に横線を引いて行を増やすか別紙を作成するなど、適宜の方法で記入してください。
- ③ ~~利用状況は具体的に記入してください。【例】「水稻」「野菜畑」「リンゴ」「休耕」等。~~
- ④ 「耕作者の氏名」は、土地所有者が耕作している場合は所有者氏名を記入してください。小作地である場合は、小作している者の氏名(名称)を記入し、小作を合意解約したうえで『農地法第18条第6項の規定による通知書』を同時提出してください(小作している者が申請者の場合は不要)。⇒ 12ページ「申請提出書類一覧表」No.24
- ⑤ 面積の計の田・畑別の内訳は、現況地目で集計してください。

### (5) 「転用計画」欄

- ① 「転用の目的」欄は、転用目的を具体的かつ簡潔に記入してください。  
【例】「住宅」「建売住宅」「工場」「駐車場」「資材置場」「住宅進入路」等。

- ② 「事由の詳細」欄は、申請地を転用したい理由（５条申請の場合は、譲受・賃借人の理由）を具体的に記入してください。

【例】

「現在アパートに住んでいるが、子供が大きくなり手狭になったので、持ち家を建築したい。」

「子供が就職して車を購入することになったが、住宅敷地内に駐車スペースが無いので、駐車場を確保したい。」

「申請地は近くに大型店舗と小学校があり住宅地としての希望が見込まれるので、建売住宅の建築、販売を行いたい。」

「〇〇製造業を営んでいるが、業務拡大により工場の増築と従業員駐車場の拡張が必要になったので、その用地として現在の工場の隣接地を借地したい。」

「三遠南信自動車道△△工区の工事を請け負ったため、現場事務所、資材置場、駐車場として使用したい。」

- ③ 「事業の操業期間又は施設の利用期間」欄は、次の例により記入してください。

【例】ア．永年転用の場合：「〇年〇月〇日から 永 年間」

イ．一時転用の場合：「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで」「許可日から△年間」

- ④ 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事予定期間を明確に記入するとともに、建築物については、付帯施設も含めて、それぞれの名称及び建築面積を記入してください。

(6) 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」欄

- ① １３～１４ページの「記載例」を参考に記入してください。

(7) 「建物等資金調達についての計画（土地購入の場合、その資金も含む）」欄

- ① 資金が自己資金の場合は、金融機関の残高証明書、あるいは預金通帳等の写し（口座名義人の原本証明が必要）を、借入金の場合は、金融機関の融資証明等を添付してください。

【例】「預金通帳の写し」を添付する場合

金融機関、口座名義人が記載されたページと、直近の残高金額がわかるページをコピーし、余白の部分に「原本の写しに相違ありません」と記載し、作成日、名義人の署名、押印をおこなってください。

- ② 自己資金及び借入金以外から調達する計画の場合は、内訳にその内容を具体的に記入してください。また、それら資金の拠出を証明する書面の添付が必要です。

【例】「移転補償 ５００(万円)」「県補助金 ３００(万円)」

(8) 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」欄

- ① 転用に伴い、周辺の農地や営農条件に被害が生じる恐れがある場合は、予想される被害の内容、範囲、被害を及ぼす原因等について記入するとともに、被害の防除方法、防除施設の設置計画等の概要を記入してください。

- ② 隣接農地（直接又は幅4m未満の道水路等を挟んで接する農地）の所有者及び耕作者に対して事前に事業計画を説明いただき、説明を行った状況を「事前説明日（○月○日）」の要領で記入してください。

※ 以前は、農地転用申請には隣接農地の方の同意書を提出していただいていたましたが、現在は廃止しています。ただし、隣接農地の方への事前説明を行っていただき、説明状況を申請書に記入いただくことが必要です。

説明が確実になされ、隣接農地の方が計画を承知しているかどうかを、担当の農業委員が隣接農地の方に確認していますが、稀に「土地の境界確認の依頼はあったが、転用の話はなかった。」とか「宅地にするとは聞いたが、何をどう建てるという説明はなかった。」といった発言が農業委員に寄せられます。

事前説明がなされていなかったり、被害防除措置等が十分と認められない場合は、審査を慎重に行わなくてはならないため、追加の資料等の提出を求めることがあります。また、説明が不十分であったことが後々のトラブルの原因になることもありますので、十分にご配慮をお願いいたします。

#### (9) 「その他の参考となるべき事項」欄

- ① 関係他法令に基づく許認可等を要する場合は、その法令名等及び申請書の提出年月日（又は提出予定年月日）を次の例により記入してください。

【例】「都市計画法第29条の開発許可申請 ○年○月○日申請済」

- ② 隣接農地の方への事前説明の際に、隣接農地から転用事業者又は転用後の申請地の利用者への迷惑（消毒液の飛散、堆肥等肥料の臭い、農業機械や爆音機等による騒音等）について合意した事項があった場合は、その内容を記入してください。
- ③ 住宅用地の拡張等、既存施設の拡張の場合は、「既存の宅地面積○○○㎡、転用後の合計面積○○○㎡」のように内訳を記載してください。

#### (10) その他

- ① 所定の記入欄だけでは内容を十分表現できない等の場合は、別紙に記入し、記入欄には「別紙のとおり」と記入するなど、適宜の方法で記入してください。

## 申請提出書類一覧表

※ 以下の表の順番に調製して 1部 提出してください。

※ 提出書類の名称の後ろに(\*)が記された書類は、農業委員会窓口に取りに来ていただくか、飯田市のホームページからダウンロードしてご利用ください。

| No.               | 提出書類                                            | 備 考                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                 | 申請書 (*)                                         |                                                                                                                                                                                                |
| 2                 | 申請地の登記事項証明書                                     | ①法務局で発行された全部事項証明書に限る。<br>②申請前3か月以内に発行されたもの。                                                                                                                                                    |
| 3                 | 土地の位置を示す地図<br>(※法務局発行の「公図の写し」を、<br>なるべくご利用ください) | ①図面(または公図の写し)を、申請地の周囲の土地までコピーし、申請地周囲の土地の地目を記入し、そのうち農地については所有者・耕作者名を記入したもの。<br>②土地の一部分について申請する場合は、申請範囲を図面上に表示するとともに、申請範囲の求積図を添付すること。⇒関連No25                                                     |
| 4                 | 配置図 兼 排水処理計画図                                   | ①建物・施設の建設の場合は、それらの名称及び位置、施設物間の距離等を表示。<br>②資材置場の場合は、置く資材の種類、内容、配置を表示。駐車場の場合は、駐車スペースの配置を表示。<br>③家庭菜園・庭等の場合は、栽培する作物や樹木・施設等を具体的に表示。<br>④雨水及び建設する建物・施設からの排水について、処理方法、配管及び放流先を表示。<br>⑤水道管・下水管の所在を表示。 |
| 5                 | 建物・構造物等設計図                                      | ①建物の場合は平面図・立面図。<br>②宅地分譲等の場合は造成の横断・縦断面図。<br>③その他、構造物の設計図、設置物の形状・規模が分かる図面。                                                                                                                      |
| 6                 | 付近見取図                                           | ①住宅地図等の写しに申請地の位置を表示したもの。                                                                                                                                                                       |
| 7                 | 位置図                                             | ①縮尺 1/10,000～1/50,000 程度の地図に、申請地の位置を表示したもの。                                                                                                                                                    |
| 8                 | 水利関係者の意見書 (*)                                   | ①水利関係者(井係、井総代、井守等)の同意書。<br>②水路関係者(区長、まちづくり委員会等の長)の意見書。                                                                                                                                         |
| 9                 | 土地改良区の意見書                                       | ①竜西土地改良区 又は 小渋川土地改良区 の受益地の場合に添付。                                                                                                                                                               |
| 10                | 確約書 (*)                                         |                                                                                                                                                                                                |
| 11                | 預金残高証明書、融資証明書<br>等 資金の裏付けとなるもの                  | ①預金残高証明書、融資証明書は金融機関発行のもの。<br>②預金通帳等の写しを利用する場合は、預金者の原本証明が必要。<br>③補助金を受ける予定の場合は、補助金の交付内示又は交付決定通知の写し等。                                                                                            |
| ▼ 法人又は任意団体が申請する場合 |                                                 |                                                                                                                                                                                                |
| 12                | 法人の登記事項証明書                                      | ①法務局で発行された全部事項証明書に限る。<br>②申請日前3か月以内に発行されたもの。                                                                                                                                                   |
| 13                | 法人の定款の写し<br>団体の規約の写し                            | ①写しに、自身で原本証明(証明年月日を記載)を行ってください。                                                                                                                                                                |
| 14                | 事業計画書                                           | ①転用事業の「目的」「事業内容」を記載。                                                                                                                                                                           |
| 15                | 資金計画書 (又は予算書)                                   | ①転用事業の「資金調達方法」「収支計画」を記載。                                                                                                                                                                       |

どちらか一方を  
提出願います。

| ▼ 転用目的が「資材置場」「駐車場」等の場合 |                          |                                                                                                                         |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16                     | 既存の資料（＊）                 | ①現資材置場・駐車場の所在地及び面積、今回必要とする理由を具体的にかつ詳細に記載。                                                                               |
| ▼ 転用目的が「建売住宅」「宅地分譲」の場合 |                          |                                                                                                                         |
| 17                     | 宅建業の免許証の写し               |                                                                                                                         |
| 18                     | 処分計画等の資料<br>※必要な場合のみ     | ①事案によっては、過去に同様の目的で許可を受け、未だ販売等が完了していないものの処分計画書等を提出いただく場合があります。                                                           |
| ▼ 転用目的が貸施設の場合          |                          |                                                                                                                         |
| 19                     | 借受者の資料又は事業計画書            | ①借受者が特定されている場合は、借受予定者の住所・氏名、契約内容、利用目的等がわかる資料。仮契約書の写し、仮受予定者の確約書等。<br>②借受者が特定されていない場合は、事業計画及び周辺農地への被害防除の責任所在を明らかにした書面。    |
| ▼ 転用目的が「山林」「植林」の場合     |                          |                                                                                                                         |
| 20                     | 植林計画書（＊）                 |                                                                                                                         |
| 21                     | 現況写真                     | ①事業計画面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合に添付。                                                                                 |
| ▼ 転用目的が「太陽光発電施設」の場合    |                          |                                                                                                                         |
| 22                     | 用途に供することが確実であることを確認できる書類 | ①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し。<br>②電力受給契約申込書の写し（受付印が押されたもの）、又は、申込み情報詳細（受付番号記載済のもの）。                                  |
| ▼ その他必要により添付していただくもの   |                          |                                                                                                                         |
| 23                     | 申請人が土地所有者であることを証する書面     | ①譲渡貸付人について、申請書と土地登記事項証明書の記載が異なる場合に添付。<br>②相続が発生している場合は、相続関係のわかる除籍謄本及び遺産分割協議書等。<br>③住所が市外の方、住所の異動があった場合は、異動経過を示す住民票の写し等。 |
| 24                     | 関係権利者又は耕作者の同意を証する書面（＊）   | ①申請地に抵当権、地益権等の登記がされている場合は、関係権利者の同意書。<br>②小作地を耕作者以外の者が転用する場合は、耕作者と協議して小作を合意解約し、『農地法第 18 条第 6 項通知書』を同時提出すること。             |
| 25                     | 申請部分の求積図                 | ①一筆の土地の一部分を分筆せずに転用する場合に添付。<br>②土地家屋調査士、測量士等が現地実測に基づく図面。                                                                 |
| 26                     | 工事工程表                    | ①事業計画面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上の場合に添付。                                                                                 |
| 27                     | 道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面  | ①事業計画地内に道水路がある場合に添付。<br>占有申請書・払下申請書の写し、又は、市建設部との調整の経過・内容を説明した書面。                                                        |
| 28                     | 関係法令の許認可等に係る申請書の写し等      | ①『都市計画法』、『採石法』、『墓地、埋葬等に関する法律』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』その他関連する法令の許認可の申請書の写し。                                                   |
| 29                     | 競売・公売により落札したことを証する書面     | ①競売又は公売で落札した土地について申請する場合に添付。期間入札調書の写し等。                                                                                 |
| 30                     | その他参考とする書類               | ①営農型太陽光発電施設の申請は、多くの添付書類が必要です。農業委員会事務局へご照会ください。                                                                          |